

～いじめはしない・させない・許さない～

*早期発見，適切かつ迅速な対応

*未然防止

*連携

項 目	着 目 点
はじめに	・法律と条例に基づき，本校方針を策定。真摯に向き合い，着実に推進。
I 基本的な考え方	
1 いじめの防止等の対策に関する基本理念	・法律と条例の基本理念
2 市立学校および市立学校の教職員の責務	・連携，防止，早期発見，適切かつ迅速に対処する。
3 いじめの定義等	
(1) いじめの定義（具体的ないじめの態様の例）	・いじめを受けた側に立つこと。 ・児童の感じる被害性に着目 ・一定の人的関係→学校の内外を問わない。
(2) いじめの理解	・暴力を伴わないいじめ ・遊び，ふざけ→いじめへ変化 ・いじめを許容しない雰囲気(傍観者の存在に注意) ・発達障害等，要配慮児童→日常的に適切な支援→いじめ防止
4 いじめの防止等に関する基本的な考え方	・早期発見，適切かつ迅速な対応が重要 ・家庭や地域機関等と連携
(1) いじめの防止 ～「いじめはしない・させない・許さない」	・いじめはどの子にも，どの学校でも起こりうる →すべての児童を対象としたいじめの未然防止に取り組むことが重要。 ・心の通う対人関係を構築できる社会性のある人間としての成長を促す +いじめを生まない土壌作り→教職員をはじめ関係者による一体となった継続的な取組 ・児童のストレス→改善+ストレスに適切に対処できる力を育む ・自己有用感や自己肯定感，充実感を感じられる学校生活づくり（未然防止） ・家庭や地域→いじめを見逃さず許さない→学校と一体となった取組
(2) いじめの早期発見 ～「いじめは早期発見・適切かつ迅速な対応が重要」	・児童のささいな変化にも気付き対応。早い段階からの的確な関わり+積極的にいじめを認知 ・教職員と児童及び保護者との間の常日頃からの信頼関係の醸成。 →定期的なアンケート，教育相談，相談窓口の周知等
(3) いじめへの適切かつ迅速な対応	・いじめを把握した場合の対応→普段から理解，体制の整備 ・いじめの認知→適切かつ迅速に組織で行う。
(4) 家庭や地域との連携 ～「地域とともに歩む学校」づくりの推進	・地域ぐるみで児童を育てる体制づくり→いじめの防止等についての対応
(5) 関係機関や他の学校との連携	・日頃から情報共有体制を構築(情報交換，連絡会議の開催) ・児童館→学校と人間関係が連続。 いじめの発生→双方で適切に対応して早期解決→本校と児童館で情報共有体制を構築
II いじめの防止等のための対策の内容	
1 いじめの防止等の対策のための組織の設置	
(1) 仙台市立片平丁小学校いじめ防止等対策委員会	・法的根拠，構成メンバー，内容

(2) 仙台市立片平丁小学校いじめ調査委員会	・いじめ重大事態→調査
2 いじめの防止等に関する取組	・いじめ防止の取組→校長のリーダーシップのもと学校が一丸となる ・円滑な情報共有→学校の雰囲気作りを校長自らが率先
(1) いじめの防止	・未然防止の取組→①道徳教育の充実 ②特活での児童の主体的な取組 ③いじめを生まない人間関係や集団づくり ④自己有用感, 自己肯定感, 集団の一員としての自覚や自信を育む→互いを認め合える人間関係, 学校風土づくり ⑤傍観者とならず, いじめを止めさせる行動の重要性 ⑥いじめ問題への対応力の向上と明るい学校づくり ⑦教職員の資質向上, 対応力の底上げ ・体罰, 不適切な指導(暴言)禁止
(2) いじめの早期発見	・日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め, 児童の変化やSOSを見逃さないようアンテナの感度を高く保つ ・児童からの相談→迅速に対応
(3) いじめへの適切かつ迅速な対処	・いじめの発見, 相談→情報の報告+組織的な対応+適切な記録 ・保護者との共通理解
(ア) 被害児童への対応および支援	・被害児童を守り通す ・保護者と連携+対応, 支援
(イ) 加害児童に対する措置	・人格の成長 ・家庭環境, 特性などに配慮 ・体罰, 暴言禁止, 粘り強く指導
(ウ) いじめの解消について	・謝罪≠解消
1) いじめにかかる行為が止んでいること	・被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態……少なくとも3か月
2) 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと	・被害児童本人及びその保護者に対し, 心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認 ・再発の可能性→日常的に注意深く観察
(4) 家庭や地域との連携	
(ア) 家庭との連携	・規範意識を養う指導(いじめを許さない)を適切に行い, いじめから児童を守っていく →家庭との連携の強化
(イ) 地域との連携	・児童に地域取組への参加を促す
(5) 関係機関や他の学校との連携	・関係組織, 団体との連携・協力 ・児童館でのいじめ防止, 適切かつ迅速な対処→相互に情報提供 ・前籍学校, 入学, 転入先との円滑な引継ぎ
Ⅲ 重大事態への対処	
1 重大事態の意味	・当該重大事態に係るいじめを受けた児童の生命, 心身又は財産の保護を最も優先して対処 ・児童又は保護者からの申立て→重大事態が発生したものとして報告, 調査
2 重大事態の発生と調査	・市教委に報告, 公平性・中立性の構成により委員会を設置
3 調査結果の提供及び報告	・調査結果→事実関係, 再発防止策を適時, 適切な方法で説明 ・アンケート→調査児童, 保護者に説明
Ⅳ その他の重要事項	
1 学校いじめ防止基本方針の周知	・基本方針: 保護者, 地域→HP等で周知。児童, 保護者→定期的に周知
2 普段の見直し	・PDCAで見直し